

## 川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程

昭和 38 年 8 月 1 日

交通局規程第 8 号

川崎市交通局公共工事の前払金については、川崎市公共工事の前払金に関する規則（昭和 38 年川崎市規則第 40 号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「交通局長」と、「川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）」とあるのは「川崎市交通局契約規程（昭和 42 年交通局規程第 4 号）」と、「本市」とあるのは「交通局」と、「川崎市金銭会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 31 号）第 9 号様式（2）の」とあるのは「川崎市交通局会計規程（平成 25 年交通局規程第 13 号に定める）」と、「川崎市長」とあるのは「川崎市交通局長」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成 22 年 7 月 26 日交通局規程第 30 号）

この規程は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成 25 年 3 月 29 日交通局規程第 16 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。